

事務連絡
平成30年11月8日

各都道府県私立専修学校主管部課長 殿

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

平成30年度私立学校施設整備費補助金（防災機能等強化緊急特別推進事業）
に係る追加募集について

平成30年11月7日に標記事業に係る経費を計上している第一次補正予算が成立したことを踏まえ、更なる私立専修学校施設の防災対策の推進が図れるよう、標記補助金について追加募集を行うこととしました。

については、貴職におかれでは、貴管下の学校法人又は準学校法人が設置する専修学校（専門課程又は高等課程）が平成30年度に本補助金を活用した事業の実施を希望する場合には、下記事項及び計画調書作成要領並びに交付要綱等を熟読の上、計画調書等を作成するよう伝達していただき、貴職において取りまとめ、提出していただくようお願いします。

記

1. 今回募集する事業

「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）」に定める以下の事業とし、
平成30年度内に整備が完了する事業（※）

（※ 今年度に着手（契約）し、平成30年度中に完了するブロック塀等安全対策事業）

○私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））

- 防災機能強化事業（ブロック塀等安全対策事業）

2. 補助金交付の対象となる者

学校法人又は準学校法人（以下、「学校法人等」とする。）が設置する専修学校（専門課程又は高等課程）

※ 例え、平成29年度の設置者が学校法人等でない専修学校であっても、補助金申請時には学校法人等により設置された専修学校となり、かつ平成29年度までに卒業生を輩出すれば本

補助金の申請の対象となります。なお、個別の事情についてはあらかじめ御相談ください。

3. 補助率の圧縮について

予算額を上回る応募があった場合、交付決定（内定）額については、審査後の補助対象経費に補助率を乗じた後、さらに圧縮率を乗じた額となる場合があります。

（申請状況により、補助率が専門課程については1/2以下、高等課程については1/3以下になる可能性があります。）

4. 事業着手日について

本補助金の申請の対象となるものは、文部科学省からの交付内定日以降に着手される事業のみとします。

ただし、交付内定を待たずに事前着工をする特別な事情がある場合においては、文部科学大臣の事前の承認を経て、交付内定前の事業着手が可能です。

承認手続きについては、別添の「平成18年3月16日付け17高私助第37号」を確認の上、手続き等に遗漏のないようお願いします。

なお、交付内定は1月～2月頃を予定しており、内定通知の受領前に事業の着手を希望する場合には、計画調書とあわせて、事業着手承認申請書を提出願います。

5. 計画調書の提出方法及び提出期限

（1）提出方法

① 学校法人等

「計画調書作成要領」等を参照の上、必要となる様式等を作成し、都道府県が別途定める提出期限までに都道府県担当部局へ紙媒体及び電子媒体で提出すること。

② 都道府県

・学校法人等から提出された計画調書等を確認・取りまとめの上、提出期限までに文部科学省宛に紙媒体及び電子媒体で提出すること。

・別紙様式「平成30年度私立学校施設整備費等補助金＜専修学校関係＞申請一覧（追加募集）」を作成の上、以下によりE-Mailにて提出すること。

メールの件名：【○○県】補助金別紙様式（追加募集）

添付ファイル名：【○○県】別紙様式（追加募集）

（2）提出期限

平成30年12月3日（火曜日）

6. 事業募集に係る留意点について

（1）学校法人等においては、申請する事業実施のための資金が確保されていること。

（2）本事業の応募に際し、申請する事業実施のための資金が確保されていることを原則とするが、当該補助事業を実施する上で必要となる予算を計上した「收支予算書」の提出が間に合わない場合、「確約書（別紙）」を添付すること。なお、当該事業計画に係る予算措置について理事会の承認を得られたら、速やかに「收支予算書」を提出すること。

（3）補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立学校

施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第19条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別紙1）に従うこととし、原則として、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によること。

なお、計画調書の提出に当たっては、あらかじめ施工業者等の選定を行った上で、提出すること。

(4) 学校法人等が作成した計画調書等の内容について、都道府県担当者に確認事項を送付する場合があること。

(5) 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間（「平成14年3月25日文部科学省告示第53号」参照）を定めているため、学校法人等においては、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する処分）を行う場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となること。

(6) (5)とあわせて、「私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立学校施設整備費補助金（専修学校分）の取扱に関する留意事項」（別紙2）を確認すること。

(7) 計画調書の様式・提出要領等は、文部科学省ホームページに後日掲載予定であること。

(8) ブロック塀等の安全対策は社会的に喫緊の課題となっていることから、本補助を活用した安全対策を検討している学校法人等におかれでは、可能な限り、今回の事業募集において計画調書を提出すること。

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1399954.htm

（トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 専修学校・各種学校教育の振興
> 平成30年度専修学校関係施設補助金（追加募集）について）

＜参考＞ 適用法令等

- I 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- II 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- III 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備整備費）交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）
- IV 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）

【提出先】

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

吉田, 柴田, 山本

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線 3958, 3280)

FAX : 03-6734-3715

E-Mail : syosensy@mext.go.jp

※ 学校法人等においては各私立専修学校

を所轄する都道府県知事部局が提出先で
あることに留意すること。